

- 法律で用いられている基本的な用語の定義とその具体的事例を示す。

1-1 個人情報（ガイドライン2頁～）

法第2条第1項 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

ガイドライン

- ◆ 氏名、性別、生年月日等に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書き等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされているものや、映像、音声も含まれ、暗号化されているかどうかを問わない。
- ◆ 「生存する個人」は日本国民に限られず、外国人も含まれるが、法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体に関する情報は含まれない(ただし、役員、従業員等に関する情報は個人情報)。

【個人情報に該当する事例】

- ・防犯カメラに記録された情報など本人が判別できる映像情報
- ・特定の個人を識別できるメールアドレス情報(keizai_ichiro@meti.go.jpなどのようにメールアドレスだけの情報の場合であっても、日本の政府機関である経済産業省に所属するケイザイチローのメールアドレスであることがわかるような場合等)。
- ・官報、電話帳、職員録等で公にされている情報(本人の氏名等)

【個人情報に該当しない事例】

- ・企業の財務情報等、法人等団体そのものに関する情報(団体情報)
- ・記号や数字等の文字列だけから特定個人の情報であるか否かの区別がつかないメールアドレス情報(例えば、abc012345@ispisp.jp。ただし、他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別できる場合は、個人情報となる。)
- ・特定の個人を識別することができない統計情報